

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 12 日現在

機関番号：31502  
 研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2011～2012  
 課題番号：23730538  
 研究課題名（和文） 菊池俊諦の児童保護事業職員養成における「児童の権利」擁護認識に関する研究  
 研究課題名（英文） A study on child advocacy in child protection staff training of Syuntai Kikuchi  
 研究代表者  
 竹原 幸太（TAKEHARA KOUTA）  
 東北公益文科大学・公益学部・准教授  
 研究者番号：30550876

### 研究成果の概要（和文）：

本研究では以下の三点を検討し、戦前児童保護事業の「児童の権利」擁護認識を確認した。  
 第一に、菊池俊諦の児童保護事業職員養成活動を整理し、職員養成において「児童の権利」論が言及されていたことを確認した。  
 第二に、菊池は児童の観点に立って社会・国家の児童保護義務を求める権利擁護認識を持ち、「児童の権利」を軸とした総合的児童保護法を求めたことを明らかにした。  
 第三に、菊池の職員養成を受講した職員の間では、「児童の権利」論への言及は少なかったことを確認した。

### 研究成果の概要（英文）：

In this study, I explored the following three points and made it clear that the concept of children's rights was already understood and was tried to put into practice in pre-war Japan among those concerned in child protection activities.  
 First, I scrutinized documents of the activities of Syuntai Kikuchi and confirmed that he referred to children's rights in the child protection staff training.  
 Second, I clarified Kikuchi's advocacy that the society was obliged to protect children and that comprehensive child protection law was needed to protect their rights.  
 Third, in spite of Kikuchi's activities as mentioned above, I found that little reference was made to children's rights by the staff who attended Kikuchi's training.

### 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：児童の権利、菊池俊諦、児童保護事業、職員養成、権利擁護、総合的児童保護法、親権、児童保護思想

#### 1. 研究開始当初の背景

戦前児童保護事業において、生江孝之や賀川豊彦らによって、社会・国家の児童保護義務を導く概念として、理論的に「児童の権利」が説かれていたことは広く知られてきた。

しかし、戦前の「児童の権利」論は大正期に一部の論者において言及されたのみで、理論的にも実定法的にも「児童の権利」が論じ

られてくるのは戦後からとするのが一般的見解であった。

確かに児童福祉法や児童憲章等との関連で「児童の権利」論への関心が高まるのは戦後であることに間違いはないが、社会事業史研究では、社会・国家への保護請求権的な生存権論は戦前児童保護事業において浮上していたことも指摘されている。

こうした指摘を踏まえた場合、戦前の児童保護実践において、社会・国家からの保護を必要とする児童に代わり、児童保護事業職員が「児童の権利」論を以って、社会・国家に児童保護を要求していた事実が浮かび上がる。これは、ともすれば、近時に芽生えた援助観と捉えられる傾向にある権利擁護観を問い直すことにもつながり、今一度、戦前・戦中・戦後との連続の観点から実践史的に「児童の権利」擁護認識を再検討してみる必要性がある。

しかし、先行研究を見た場合、児童保護事業職員が実践との関わりでいかに「児童の権利」を捉え、実践に還元しようとしたのかは詳細に検討されてこなかった。

## 2. 研究の目的

### (1) 菊池俊諦の「児童の権利」擁護認識の分析

1919年から1941年まで国立感化院（少年教護院）武蔵野学院の初代院長を務め、国際連盟ジュネーブ宣言等の国際的な児童保護運動の動向に目を向けつつ、実務家として「児童の権利」を力説した菊池俊諦の児童保護事業職員養成活動（学校教育・社会教育関係者、司法保護事業関係者を対象とした講習会・講演を含む）に注目し、児童保護実践（特に感化教育・少年教護実践）を展開する上で、「児童の権利」の意義がどのように児童保護事業職員に説明され、実践に還元されようとしていたのかを検討し、菊池の「児童の権利」擁護認識を明らかにする。

### (2) 感化教育・少年教護事業職員の「児童の権利」擁護認識の分析

児童保護事業の中でも、特に菊池の実践分野であった感化教育・少年教護事業に焦点を当て、武蔵野学院に勤務していた菊池の同行者が「児童の権利」をいかに捉えていたのか、その受容状況を検討し、実践上の「児童の権利」擁護認識の一端を描き出す。

## 3. 研究の方法

### (1) 菊池俊諦の児童保護事業職員養成年表の作成と残存資料の調査

児童保護事業における「児童の権利」擁護認識を考察する基礎作業として、菊池が武蔵野学院付設社会事業職員養成所の他に、いつ、どこで、誰を対象として、どのような題目の下に講習会・講演を行っていたのかを年表にしてまとめ、菊池の児童保護事業職員養成年表を作成する。

なお、菊池の児童保護事業職員向けの講習会・講演記録は『菊池俊諦氏還暦記念文集』（1936）、『武蔵野学院二十年史』（1941）で確認でき、1941年以降の講習会・講演記録については、矯正図書館（東京都中野区）の「菊

池文庫」に所蔵される『少年問題目録』（1968）から確認できる。

本研究ではそれらを軸としながら、日本感化教育会編『感化教育』、日本少年教護協会編『児童保護』の「会報」、「児童保護彙報」欄も確認し、菊池の児童保護事業職員養成年表を作成する。その上で、各養成場面で使用された講義録の残存状況について、矯正図書館「菊池文庫」及び菊池が晩年を過ごした安専寺（石川県羽咋郡）に存在する「菊池文庫」において調査する。

### (2) 職員養成場面における「児童の権利」論の検討

児童保護事業職員養成の講義録の残存調査を踏まえ、職員養成場面において、「児童の権利」論がいかに説明されたのかを検討し、菊池の「児童の権利」擁護認識を明らかにする。

### (3) 感化教育・少年教護事業職員の「児童の権利」論の検討

武蔵野学院付設社会事業職員養成所を卒業後、武蔵野学院職員となり、菊池の側近として1925年児童保護協会結成にも尽力した森鏡寿（1933年に新潟学園長へ転任）、宗像守雄（1935年に波田学院長へ転任）に着目し、菊池の「児童の権利」論を養成所、武蔵野学院で触れていた両者が実践との関わりにおいて、いかに「児童の権利」を受容していたのかを分析し、現場レベルの「児童の権利」受容状況の一端を明らかにする。

検討に際しては、主に児童保護協会編『児童保護』及び日本感化教育会編『感化教育』に収録される論文に注目し、そこにおいて「児童の権利」がいかに説かれたのかを検討する。

また、菊池を引き継いで二代目院長として赴任した熊野隆治の論調に注目し、武蔵野学院において「児童の権利」論がいかに継承されたのかを補完的に検討する。

## 4. 研究成果

### (1) 矯正図書館「菊池文庫」所蔵資料の位置づけの明確化

菊池の児童保護事業職員養成年表を作成するために、基礎的な文献・資料を収集し、その整理・検討を行った。

まず、菊池が各地で担当した講習会・講演の年表を作成し、矯正図書館「菊池文庫」、安専寺「菊池文庫」、武蔵野学院図書資料室所蔵の資料から講習会・講演記録の照合を行った。

次に、児童保護事業職員養成活動という観点から菊池の業績整理を行い、暫定的に菊池の講習会・講演年表及びその記録の所在先を記したリストを作成し、『東北公益文科大学

総合研究論集』23号に投稿した（学術成果発信システムやまがた ゆうキャンパスリポジトリより閲覧可能）。

同リストは、矯正図書館「菊池文庫」に所蔵される手書き原稿の位置づけを明確にするとともに、今後の菊池研究のアクセスの利便性を図るものである。

さらに、武蔵野学院が発行している記念誌（『武蔵野学院五十年誌』、『武蔵野学院七十年誌』等）では取り上げられていない職員養成記録も整理している点では、今後、児童保護事業職員養成史研究及び武蔵野学院の施設史研究においても補完的役割を果たすものと思われる。

## (2) 菊池俊諦の「児童の権利」の論理構造

上記の児童保護事業職員養成活動記録を基にして、職員養成場面において説かれた菊池の「児童の権利」の内実について考察を加えた。

院付設社会事業職員養成所講義録については、矯正図書館「菊池文庫」に所蔵される手書き原稿『感化教育（一）～（四）』（1919）及び『感化教育概論（一）～（三）』（1922）を検討した。

院外での講義録については、刊行物では、第一回感化教育会主催児童保護講習会「感化教育総論」中央社会事業協会編『児童保護（全）』（1927）、文部省主催家庭教育指導者講習会「青少年の不良化に就て」文部省社会教育局編『現代家庭教育の要諦』（1931）を検討し、矯正図書館「菊池文庫」に所蔵される手書き原稿では、第三回日本感化教育会主催児童保護講習会『児童良化の倫理的意義』（1931）、北信五県会合『感化教育の本態』（1932）、愛知県児童保護会『少年教護の理論並実際』（1934）、第一回日本少年教護協会主催少年教護事業講習会「少年教護事業」『少年教護講義要綱』（1934）、第二回日本少年教護協会主催少年教護事業講習会「少年教護事業に就て」『昭和十年雑記ノート A. III』（1935）、第三回日本少年教護協会主催少年教護事業講習会「児童保護事業」『昭和十一年雑記ノート B. II』（1936）、座談会「東京市荒川区役所座談会」『少年教護講案』（1937）、第五回日本少年教護協会主催少年教護事業講習会「少年教護事業大観」『少年教護講案』（1938）、日本少年保護協会少年保護講習所「少年教護事業講案」『少年教護』（1939）、司法保護協会少年保護職員講習所「少年教護事業に就て」『少年教護』（1940）等を検討し、各講義録における「児童の権利」論の言及状況とその内実について考察を加え、第40回社会事業史学会で報告を行った。

同報告では、菊池の説く「児童の権利」論は劣悪な教育環境にある児童の保護義務を社会・国家に喚起するために主張され、適切

な親権を行使できない保護者に代わり、感化院（少年教護院）長が親権を代行することが「児童の権利」保障に適うと児童保護事業職員に説明されたことを明らかにした。

また、菊池は親権を児童に対する親の義務という観点から説明する穂積重遠の見解に依拠して「児童の権利」を立論し、「児童の権利」は社会・国家の児童保護義務と表裏一体・調和関係にあると説明されたことを確認した。すなわち、菊池の「児童の権利」論は、適切な親権を行使できない親に代わり、感化院（少年教護院）長が親権を適切に代行することで「児童の権利」保障が実現されるという論理であった。

こうした論理構造である菊池の「児童の権利」論は、一見すると親権の国家的代行の反射的利益に位置づくようにも見える。しかし、菊池は親権の国家的代行の強調だけでなく、児童の観点に立って「児童の権利」を説明する側面も重視した。

それは、1937年日中戦争から1941年太平洋戦争期においても、継続して児童の観点に立って「児童の権利」論に言及していたことにも裏打ちされており、先行研究との関わりで言えば、戦時中においても「児童の権利」論を継続して主張した論者が存在したことの確認を迫るものである。

## (3) 「児童の権利」を軸とする総合的児童保護法の希求

法制上、不良・犯罪を起した児童は感化法（少年教護法）、少年法の二元法制で対応される状況にあったが、菊池は刑事政策的観点から児童を保護する少年保護（司法保護）を批判した。

そこで、実定法上、「児童の権利」を明記し、不良児童の保護を児童保護法制に位置づけた1922年独逸児童保護法を参照としながら、日本でも「児童の権利」を軸とした総合的児童保護法を成立させ、その中に不良・犯罪を起した児童の保護を位置づけようとした。この点については、第60回日本社会福祉学会で報告を行った。

同報告では、菊池が少年法制への反論として総合的児童保護法を求めた側面に加え、1941年武蔵野学院退職後も厚生省嘱託となって、「児童の権利」を軸とした総合的児童保護法を求めた点に注目した。すなわち、戦時下、厚生省社会局児童課長伊藤清らにより説かれた人的資源確保を目指す総合的な「児童福祉」概念とは別に、「児童の権利」を軸とした総合的児童保護法が希求された史実を掘り起こし、今日言われる子どもの権利基盤型アプローチに通じ得る視点が戦前児童保護事業において存在していた点を明らかにした。

さらに、「児童の権利」を軸とした総合的

児童保護法の観点は、縦割り行政的な児童観・セクショナリズムを克服する視点として、社会教育研究で古典的に引用されてきた留岡清男の児童観を超え得る観点であることに注目し、『日本社会教育学会紀要』No. 49-2に投稿した。

同論文では、これまで児童問題のセクショナリズムを批判する際、無批判的に留岡の『生活教育論』（西村書店、1940）が引用される傾向にあったことを指摘した上で、留岡が同書で児童観のセクショナリズムを批判した時期、大政翼賛会にも加入して「新体制」運動に積極性を示していた点に注目し、ここでの主張は、総合的な観点から人的資源たる児童を確保するという伊藤らの主張と同質の側面もあったのではないかと指摘した。

一方、「新体制」運動とは距離を取りながら、「児童の権利」を軸に総合的児童保護法を求めた菊池の観点は、人的資源を確保するという児童行政側からの総合論でなく、「児童の権利」という観点からの総合論であり、児童保護の「総合」の観点が異なることを確認した。

もともと、菊池も時局の目指す児童保護事業の総合化を批判せず、その水面下で総合的児童保護法を唱えている点には限界もある。しかし、少なくとも、社会教育研究、特に教育福祉研究において、留岡の児童観を無批判的に引用するこれまでの傾向を捉え直すものであり、菊池の「児童の権利」を軸とした総合的児童保護法構想は児童福祉法にも通じ得る観点として、今後さらなる議論が期待できる。

#### (4) 感化教育・少年教護事業における「児童の権利」の受容状況

菊池とともに武蔵野学院の実務を担った森鏡寿、宗像守雄の感化教育・少年教護観に注目し、菊池の講義録の内容と関連づけて、「児童の権利」受容状況の一端を検討し、第41回社会事業史学会で報告を行った。

同報告では、先ず院付設社会事業職員養成所の講義録等を素材として、菊池の感化教育観を教育方法論と制度論に分解して考察を進めた。

先ず、教育方法論では教育目的として全人教育が位置づけられ、具体的な教育方法論においては、児童の個別性及び教育機会を適切に捉えること、児童の個別性を捉える条件として児童鑑別等の整備が求められ、これが感化教育は「学校教育以上に教育化」すべきとの主張につながっていることを確認した。

次に、制度論では感化教育・少年教護の事業的位置づけとして、刑事政策に基づく司法保護に対して、社会政策としての行政保護に位置づけることが説かれ、感化院（少年教護院）の役割は、適切な親権を行使できない親に代

わり、院長が親権を代行することで、児童が適切な教育を受け、成長発達する「児童の権利」を保障するという主張につながっていることを確認した。

この基礎作業を前提として、森、宗像の感化教育・少年教護観を分析した場合、森は菊池の説いた児童の個別性を捉える科学的処遇方法及び教育機会を適切に捉える意義を論じ、宗像は知育偏重傾向にある学校教育批判から児童の個別性を重んじる感化教育の意義を論じ、感化院の寮舎における全人教育の実態について明らかにしている点を確認した。

このように、森、宗像は主に菊池の教育方法論を継承しており、制度論に位置づく「児童の権利」については、宗像が感化法改正（少年教護法制定）期に感化院における分類教育を整備し、障害児への個別性に応じた教育、保護の必要性を述べる際に、「保護を受ける権利」及び「教育を受ける権利」について言及した。ただし、それは一時的な言及にとどまり、波田学院長として赴任する1930年代後半以降は、戦時期とも重なって戦争協力の論調に傾斜していった。

なお、戦時中においては、二代目武蔵野学院長の熊野隆治が「私の体験に基く少年教護院保母反省七十条」（武蔵野学院図書資料室、1944）の中で「子供の権利」に言及している。

ただし、熊野は同時期に執筆した「本邦少年教護事業ノ根本的改革試案（未定稿）」（武蔵野学院図書資料室、1944）において、家族国家観に基づいた戦争協力を積極性を示しており、児童の観点到立つ権利論よりも、むしろ、家族国家観を強化する観点到力点が置かれていた。

この事実を見た場合、武蔵野学院において、初代院長菊池から二代目院長熊野にかけて、文書上は「児童（子供）の権利」は継承されたものの、菊池と熊野とでは「児童の権利」観が異なっていたことが確認される。そして、皮肉にも、戦争協力を進めた熊野が菊池の唱えた「児童（子供）の権利」を形式的にでも表現できた点にこそ、菊池の「児童の権利」論の限界が現れていたと思われる。すなわち、菊池は親権の国家的代行と「児童の権利」の表裏一体・調和関係について説明したが、この論理構造は菊池の真意に反して、家族国家観の枠組みに児童が閉じ込められて捉えられ、親権の国家的代行業を強調する論理として受容され得る側面があり、家族国家観の強化を目指す熊野が「子供の権利」と表現できたのも、まさにこのような解釈をしたからだと思われる。これは同時に、戦前の「児童の権利」認識の脆さの証左であったといえる。

#### (5) 今後の課題

以上より、感化教育・少年教護実践におけ

る「児童の権利」論は、院長レベルで一部に使用される観念的な語に留まり、菊池のような児童の観点に立った「児童の権利」論は現場では理解されにくく、親権の国家的代行の反射的利益として「児童の権利」が表現される傾向も見られることを確認した。

今後、森、宗像に加え、菊池と実務をともにした他の武蔵野学院職員及び少年教護法制定運動に参加した熊野を含む関西の感化院（少年教護院）長の論調を分析する中で、より緻密に感化教育・少年教護実践における「児童の権利」擁護認識を描き出すことが課題となる。

また、戦時期、日本では天皇制家族国家の枠組みの中で「児童の権利」が捉えられつつあったが、1922年独逸児童保護法や1930年米国児童憲章等、実定法上、「児童の権利」を規定した諸外国では「児童の権利」がいかに説かれたのか、国際比較の観点からの検討も課題である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

(1) 竹原幸太、「児童の権利」を軸とする総合的児童保護法構想の歴史的研究－菊池俊諦の児童保護思想に注目して、日本社会教育学会紀要、査読有、No. 49-2、2013、23-32

(2) 竹原幸太、菊池俊諦の児童保護事業職員養成活動－実務家兼研究者としての役割（付）菊池俊諦児童保護事業職員養成活動記録、東北公益文科大学総合研究論集、査読無、23号、2013、37-67

（<http://repo.lib.yamagata-u.ac.jp/handle/123456789/11044>）

〔学会発表〕（計3件）

(1) 竹原幸太、少年教護事業における「児童の権利」擁護認識－菊池俊諦及びその同行者に注目して、第41回社会事業史学会、2013年5月11日、淑徳大学

(2) 竹原幸太、「児童の権利」を基盤とする非行児童保護に関する歴史的研究－菊池俊諦の児童保護思想を軸として、第60回日本社会福祉学会、2012年10月21日、関西学院大学

(3) 竹原幸太、児童保護事業職員養成における「児童の権利」擁護認識－菊池俊諦の児童保護事業職員養成活動に注目して、第40回社会事業史学会、2012年5月12日、日本女子大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

竹原 幸太 (TAKEHARA KOUTA)  
東北公益文科大学・公益学部・准教授  
研究者番号：30550876

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし